



令和7年度 宮前区市民提案型総合情報発信事業 募集案内

宮前区では団体が情報発信者として主体的に区の魅力を発信する提案事業を募集します。

動画・冊子等コンテンツ作成のみならず、SNSでの発信やイベントの実施等、区の魅力発信に効果が期待できる企画であれば、広く御応募いただけます。

募集期間

令和6年10月1日（火）～11月29日（金）

事業期間

令和7年度中（令和7年4月～令和8年2月末）

区役所 負担額

総額 160 万円

（1事業あたり 80万円以内 2～3事業を想定）

※本事業の実施については、本事業に係る予算の議決を要します。

応募にあたっては、必ず事前の御相談が必要です。
下記問い合わせ先にて随時お受けしています。

<応募書類提出先・お問い合わせ先>

宮前区役所まちづくり推進部企画課

〒216-8570 宮前区宮前平2-20-5

電話 044-856-3133

メールアドレス 69kikaku@city.kawasaki.jp

1. 事業の目的と概要

宮前区では、区における地域の文化、自然等の資源（地域資源）の価値を改めて見出し、活用することで当該地域の魅力を高めるとともに、区民が愛着を持って地域資源を継承していくことができるよう、区の魅力を主体的に情報発信する事業を募集し、選考により選定された団体と区とが協定を締結して、協働して事業に取り組む「宮前区市民提案型総合情報発信事業」を実施します。

また、この事業に参加する団体と、区内の市民活動団体やクリエイター等とのつながりを生み出し、区内コミュニティの活性化につなげていくことも合わせて目指していきます。

※団体の自主活動に資金を提供する補助事業・助成事業とは異なります。

2. 募集する事業

区の魅力としての地域資源等を広く周知するため、動画・冊子等のコンテンツ作成のみならず、SNSでの発信や成果物を活用したイベントの実施など、区の魅力発信に効果が期待できる企画であれば、広く御応募いただけます。

【企画例】

- ・宮前の農を特集したドキュメンタリー映画の作成や、農作物を使用した食イベント
- ・宮前区に引っ越してこられた方に、市民の目線で宮前区の魅力を幅広く紹介する冊子や動画の作成（おすすめスポットやグルメ情報、市民活動、お祭りなどの紹介、歴史・史跡の解説など）
- ・宮前区の緑スポット（県立東高根森林公園、菅生緑地など）を紹介する冊子の作成やスポットを利用した市民が気軽に集まり新たな出合いやつながりが生まれるイベントの開催
- ・宮前の坂を利用したマラソン大会の開催および大会記録動画の作成
- ・宮前の子どもたちに残したい区の歴史集の作成及び発信

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象になりません。

- (1) 国、地方公共団体及び外郭団体等から当該事業の委託又は補助等を受けている、若しくは受ける見込みのあるもの
- (2) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
- (4) 事業実施を伴わない調査・研究のみのもの
- (5) 施設等の建設や整備を目的としたもの
- (6) 公序良俗に反するもの

※団体が既に市や区から委託を受けている場合であっても、実施内容が全く別内容のものであれば、要件を満たしている限り応募可能です。

※区民参加型の企画については、実施時期の社会情勢を踏まえた手法・内容により実施してください。

※動画や冊子等を作成する場合は、著作権や肖像権に配慮し、的確な情報の取り扱いを実施してください。

3. 提案できる団体

宮前区の区域内において事業を実施できる団体で、かつ次の要件を満たすことが必要です。区外からの応募も可能です。

- (1) 団体の運営に関する定款又はこれに相当する書類を備えていること
- (2) 予算及び決算を適正に管理していること
- (3) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得ている者であること
- (4) 団体又はその代表者が租税を滞納していないこと
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としないこと
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としないこと
- (7) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと
- (8) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと
- (10) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(9)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと
- (11) 上記(8)(9)(10)を確認するため、川崎市が個人情報情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意していること
- (12) 公序良俗に反しない団体であること

4. 実施期間

協定締結日（令和7年4月予定）から令和8年2月末日まで

※ 負担金額の振込は協定締結後、約 1 か月後となる見込みです。

※ 実施期間内に事業を完了させる必要があります。

※ 次年度以降も事業の継続を希望する場合は、年度ごとに事業の提案を行い、選定され

る必要があります。ただし、継続期間は通算で3年度までとします。

5. 区役所の役割

(1) 事業の実施に必要な経費を負担します。

【計上できる経費】 ※詳細は、別紙1「事業経費の詳細について」を参照してください。

- ① 人件費 ② 謝礼金等 ③ 旅費・交通費 ④ 消耗品費 ⑤ 印刷製本費 ⑥ 通信運搬費
⑦ 使用料・賃借料 ⑧ 保険料 ⑨ その他経費

※ 消費税及び地方消費税を含む。

(2) 団体が事業を実施する上で、必要な情報の提供、関係機関・団体との調整や、イベントなどを行う際に、必要に応じて、市政だより宮前区版や宮前区ホームページなどで広報することができます。(市政だよりに掲載する場合は、掲載する月の2か月前までに企画課へご相談ください。)

(3) 成果物を区ホームページで公開したり、区民祭など区役所関連のイベント等において成果物発表会の機会を設ける等の支援を行います。

(4) 区役所会議室を会場として提供します。ただし、会議や打ち合わせは、できる限り区役所会議室以外で行うようにしてください。

6. 応募から事業実施までのスケジュール

(1) 募集開始：10月1日(火)

応募前には、必ず事前の御相談が必要です。応募に関する相談は随時お受けします。

(2) 募集締切：11月29日(金)[必着]

(3) 第1次審査：12月下旬まで

宮前区役所が書類により要件審査を行います。

(4) 第2次審査：2月18日(火)

提案者による提案事業の発表(公開プレゼンテーション)を行い審査します。

当日発表資料(パソコン用電子データ)を公開プレゼンテーション3営業日前の2月13日(木)までに宮前区役所企画課に提出してください。当日発表資料に動画を含む場合は、MP4形式での提出をお願いします。

(5) 最終決定・選考結果通知：3月中旬頃

宮前区長が最終決定・選考結果を提案者に通知します。

(6) 区役所との調整：3月中旬頃

事業内容、負担金額などを協議・調整します。

(7) 協定の締結：3月下旬頃～4月上旬

協定を締結します。

(8) 事業の実施：協定締結後～2月末日

7. 応募方法

(1) 提出書類

- ①企画提案書（第1号様式、別紙1～5）
- ②経費見積書（第2号様式）
- ③団体概要書（第3号様式）
- ④確認書（第4号様式）
- ⑤団体の定款又はこれに相当する書類（規約、会則など）及び役員名簿（様式自由）
- ⑥令和5年度（もしくは令和6年度）の団体の活動報告書（様式自由）
- ⑦令和5年度の団体の収支決算書（様式自由）

※ ①～④の様式は、宮前区役所HPからダウンロードできます。

※ 任意団体の場合は⑤の役員名簿を③に含まれる「川崎市暴力団排除条例に基づく調査」と兼ねることができます。

(2) 募集期間

令和6年10月1日（火）～ 11月29日（金）[必着]

(3) 提出方法

所定の書類を、電子データ（Word・Excel）でLoGoフォーム（<https://logoform.jp/form/FUQz/728797>）にて送付してください。

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時

(4) 提出先

宮前区役所まちづくり推進部企画課

〒216-8570 宮前区宮前平2-20-5

メールアドレス 69kikaku@city.kawasaki.jp

8. 選考方法

(1) 第1次審査は、宮前区役所において、団体が提出した書類が要件等に照らして適正かどうか審査を行います。原則、提出書類上での判断となりますが、必要に応じて、内容確認の連絡をする場合があります。

(2) 第2次審査は、川崎市宮前区市民提案型協働事業審査委員会において、書類及び応募団体による公開プレゼンテーションにより審査を行います。区役所の会議室等で、提案資料の補完説明として、パワーポイント等で作成した資料などを、プロジェクターを使ってプレゼンしていただきます。事前に委員から質問があった場合は公開プレゼンテーション前に回答書を作成していただきます。

(3) 第2次審査の審査結果を考慮し、宮前区長が選定事業を最終決定します。結果については、各応募団体に通知を送付します。

※ 第2次審査の審査基準は、別紙2「第2次審査の審査基準」を御参照ください。第2次審査の発表時間等の詳細につきましては、第1次審査結果通知と併せて応募団体に別途通

知します。（希望時間等の要望をお受けすることはできません。）

※ 2次選考の結果を考慮し、予算（総額 160 万円）の範囲内で区が実施事業及び負担金額を最終決定します。

※ 本事業の実施については、本事業に係る予算の議決を要しますので、あらかじめ御了承ください。

9. 協定の締結

- （１）本事業は、事業実施団体と宮前区役所がお互いを理解・尊重し、対等な関係のもとで実施します。そのため、協定を締結する前に、事業目的を共有し、それぞれの役割や責任、経費負担などを明確にする協議を行います。その結果によっては、事業内容や負担金額などを変更する場合があります。
- （２）事業内容や負担金額などが確定した後に、協定を締結し、定められた内容に沿って事業を実施することになります。
- （３）協定で定められた内容に沿って事業が進んでいることを確認するため、事業内容等の進捗状況について、区役所が確認する場合があります。

10. 負担金の支出

- （１）協定書の締結後、負担金を概算払いで団体の口座に振り込みます。負担金は補助金とは異なり、協定で定めた負担内容の範囲（費目）でのみ使用可能とします。
- （２）事業終了後に、団体側で収支報告書（決算報告書）を作成していただき、支出の証拠書類（領収書やレシートなど）と合わせて区に提出していただきます。合わせて、余剰金がある場合は速やかに戻入していただきます。

11. 事業の報告

事業実施団体は、事業の完了後に実施結果や収支決算の報告を実施結果報告書（第5号様式）により行っていただきます。

また、翌年の3月を予定している事業報告会に出席して、これまでの取組や実績の報告を行っていただきます。

12. 事業内容の広報・情報公開

事業の公正性、透明性を高めるため、提案団体名、事業の内容、実施結果等を宮前区役所ホームページ等で公表します。事業の写真等を掲載する場合があります。

また、本事業への応募書類及び事業実施に際して提出された書類は、川崎市情報公開条例に基づき、公開されることがあります。